

議案第73号

裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、鹿児島地方裁判所に係属中の事件に関し、次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

1 事件名

鹿児島地方裁判所令和3年（ワ）第669号損害賠償請求事件

2 和解をする相手方（以下「相手方」という。）の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 事件の内容及び裁判の経過

- (1) 相手方は、平成26年8月20日に相手方自宅で相手方の次男が自死したことに関し、令和3年11月9日に鹿児島地方裁判所に、県を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。
- (2) 訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきたが、令和6年3月29日に裁判官から和解勧告がなされたものである。

4 和解の内容

- (1) 県は、重大な事態を防げなかったことについて厳粛に受け止め、相手方に対し謝罪する。
- (2) 県は、相手方に対し、いじめの可能性のある事態に直面した際には、該当生徒に丁寧な聞き取りを行って、学校組織で情報を共有した上で継続的対応を行うこと等について、公立学校の教職員に対する研修等を継続していくことを約束する。
- (3) 県は、引き続き、生徒が欠席した場合は教職員間で確認し合うとともに、適切に保護者に対する確認・連絡を行い、情報を共有すること等について、公立学校の教職員に対する指導を継続していくことを約束する。
- (4) 県は、いじめ防止のための対策及び重大事態の発生防止策として、公立学校等を対象とした以下の取組を継続することを約束する。

ア 「教職員用いじめ対策必携」や「再調査報告書」等を活用した職員研修の実施

イ 「いじめを考える週間」（年2回）における講話や生徒同士の議論等

ウ 児童生徒の微かなサインに気付くための学校生活アンケートの実施（年5回以上）

エ 学校への臨床心理士等相談員（スクールカウンセラー）の派遣体制の充実と相談員による教職員等対象の自殺予防の校内研修（ゲートキーパー研修）実施

オ 保護者からの連絡のない欠席（夏季課外等を含む。）に対する連絡等の徹底

カ 県立高校の管理職等対象の重大事態の当事者を講師とする研修の実施

- (5) 相手方は、県に対するその余の請求を放棄する。

- (6) 相手方と県は、相手方と県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、

何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 和解の理由

本件は、事案発生から既に9年の歳月を経過しており、訴訟継続には多大の時間と経費を要し、訴訟経済上利するところが少ないこと及び和解勧告の内容が県の主張をほぼ認めたものであることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

鹿児島地方裁判所令和3年(ワ)第669号損害賠償請求事件について、裁判上の和解をしようとするものである。